

静岡県被災者受入支援応急住宅借上げ事業の概要

事業内容

- ・東日本大震災被災県の要請により、静岡県内の民間賃貸住宅等を静岡県が借り上げ、被災された方に提供するものです。

入居対象者

- ・以下の(1)・(2)のいずれかに該当する方で、現在既に静岡県内の民間賃貸住宅に入居している方又はこれから入居しようとしている方（ただし、原則平成 23 年 9 月 30 日までに静岡県に避難している方に限ります。）
- (1) 東日本大震災により住家が全壊、全焼又は流出するなど居住する住家がない方（岩手県、宮城県及び福島県からの避難者に限ります。）
- (2) 原子力事故により福島県内から避難している方

借上げの対象となる物件

- ・家賃が月額 8 万円以内の民間賃貸住宅等
（ただし、5 人以上の世帯でかつ 3DK 以上の住宅は月額 10 万円以内）

入居期間

- ・入居開始日（県が借上げた日）から 2 年間又は平成 25 年 9 月 30 日のいずれか早い日まで。
（ただし、避難状況に応じて国・被災県からの通知等に基づき、入居期間が延長となる場合もあります）
- ・なお、当初契約は 1 年間とし、契約期間の 2 か月前を目安に賃貸借契約期間の変更手続きを行います。

契約の基本事項

- ・貸主、借主（静岡県）、入居者の 3 者契約となります。
- ・県が以下の費用を負担します。

貸主	毎月の家賃（当月分を翌月 15 日までに支払います。） 退去修繕相当費（賃料の 2 か月分を契約時に支払います。）
入居者	火災保険等損害保険料及び入居仕度金相当費（賃料の 0.5 か月分）
不動産業者	仲介手数料（賃料の 0.5 か月分）

申込窓口

- ・入居しようとする（現在入居している）民間賃貸住宅のある市町の窓口

申込期限

- ・平成 23 年 12 月 28 日までに市町の窓口へ申出書を提出してください。

問合せ先

- ・静岡県くらし・環境部 住まいづくり課 計画班 電話 054-221-3081
- ・取扱い等詳細は <http://www.pref.shizuoka.jp/kenmin/km-310a/garden/> を御覧ください。